第一条の七第一項の表一の項中「第六項」を「第七項」に改め、同表五の項中「第五十一条」を「第四十八条の二十九の五第一項、第五十一条」に改め、「第五十三条第一項」の下に「、第八十五条第四項」を加え、同表中十四の項を十五の項とし、十三の項を十四の項とし、十二の項を十三の項とし、同表十一の項中「第五十条第八項」を「第五十条第九項」に改め、同項を同表十二の項とし、同表十の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十一の項とし、同表九の項中「第五十条第七項及び第八項」を「第五十条第八項及び第九項」に改め、同項を同表十の項とし、同表八の項の次に次のように加える。

九	第四十八条の二十九の五第一項	都道府県若しくは	都道府県若しくは指定市若しくは	都道府県若しくは指定市以外の市若しくは

第一条の七第二項の表一の項中「第五十一条」を「第四十八条の二十九の五第一項、第五十一条、第八十五条第四項」に改め、同表中七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

五	第四十八条の二十九の五第一項	都道府県若しくは	都道府県若しくは町村若しくは

第一条の七第三項の表四の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第五十六条」を「第四十八条の六十七第一項及び第三項、第五十六条」に改め、同表十一の項を次のように改める。

十一	第四十八条の二十三第五項、第四十八条の六十七	道路管理者は	道路管理者等は

第一条の七第三項の表中二十九の項を三十一の項とし、十八の項から二十八の項までを二項ずつ繰り下げ、同表十七の項中「第五十条第八項」を「第五十条第九項」に改め、同項を同表十九の項とし、同表十六の項中「第五十条第七項」を「第五十条第八項」に改め、同項を同表十八の項とし、同表十五の項中「第五十条第七項及び第八項」を「第五十条第八項及び第九項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表中十四の項を十六の項とし、十三の項を十五の項とし、十二の項を十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四	第四十八条の六十七第四項	国土交通大臣である道路管理者にあつてはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあつてはこれを公表するよう努めるとともに	これを公表するよう努めるとともに、

第一条の七第三項の表十一の項の次に次のように加える。

十二	第四十八条の二十三第五項	市町村長を	市町村長又は当該歩行者利便増進道路の存する指定市以外の市町村の長を

第一条の七第四項の表三の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加え、同表四の項中「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同条第六項の表九の項中「第二項第三号」を「第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、「第五十七条」の下に「、第六十二条」を加え、同表十一の項中「第四十八条の二十九の七第一項」を「第四十八条の二十九の八第一項」に改め、同条第七項中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に、「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同条第八項中「十三の項、二十の項及び二十二の項」を「十五の項、二十二の項及び二十四の項」に改め、同項の表二の項中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同表五の項中「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同表七の項中「第七項」を「第八項」に改め、同条に次の一項を加える。

9　法第四十八条の二十九の五第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用については、第四項（同項の表一の項（第二条第二項第八号及び第九号に係る部分を除く。）、二の項、三の項（第三十三条第二項第四号及び第三項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の十四、第四十七条の十五第二項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の四十九第二号並びに第七十二条の二第二項に係る部分を除く。）、四の項（第三十三条第四項、第四十八条の二十三第六項及び第四十八条の二十六第二項に係る部分を除く。）、五の項（第三十九条の二第一項に係る部分に限る。）、六の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七　法第四十八条の二十九の五第一項の規定による指定区間外の国道、都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築若しくは修繕に関する工事

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第十七号」を「第四十一条第二項第十八号」に改める。

第四条第一項第七号中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同項第三十二号中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改める。

第四条の二第一項第五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「第九十五条の二第二項前段」を「第九十五条の二第二項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　法第四十八条の六十七第一項の規定により道路脱炭素化推進計画を定め、並びに同条第四項の規定によりこれを公表し、及び国土交通大臣に報告すること。